

国民健康保険 海外療養費制度について

国民健康保険に加入している方が、海外渡航中に病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けたとき、帰国後、医療費の一部について払い戻しを受けることができます。

【 申請にお持ちいただくもの 】

1. 診療内容明細書(様式AまたはC 海外で治療を受けた医師の作成したもの)
2. 診療内容明細書の邦訳(邦訳AまたはC)
3. 領収明細書(様式B 海外で治療を受けた病院等が作成したもの。Cの場合は不要)
4. 領収明細書の邦訳(邦訳B。Cの場合は不要)
5. 現地で発行された領収書
6. 海外渡航の証明になるもの(パスポート等)
7. 資格確認書等
8. 世帯主名義の通帳
9. 世帯主と該当者のマイナンバーがわかるもの
10. 来庁者の身元確認書類(運転免許証等)

※診療内容明細書には、「医科・調剤用(様式A)」「歯科用(様式C)」があります。

※診療内容明細書、領収明細書は、各月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ証明をしていただってください。

※診療内容明細書、領収明細書が外国語で作成されている場合、日本語の翻訳文の添付が義務付けられています。邦訳には、翻訳者の住所・氏名を記載してください。翻訳者が本人の場合も記載してください。

【 注 意 事 項 】

1 海外療養費は、日本国内での医療機関等で給付される場合を標準として支払われます。

海外療養費の額は、日本国内で同様の病気やけがをして国民健康保険で治療を受けた場合の額と、実際に要した額とを比較して、少ない方の額から一部負担金を控除した額が支払われます。原則として、70歳未満の方は7割、70歳以上75歳未満の方は7割又は8割、義務教育就学前の方は8割が支給されます。

2 日本国内で保険の適用となっていない医療行為は給付の対象になりません。

支給ができるのは、あくまでも、その医療行為が日本国内での保険診療の対象となっているものに限られます。心臓や肺などの臓器の移植、性転換手術、世界でもまれな最先端医療、美容整形などの医療は対象外です。自然分娩も保険医療対象外です。ただし、出産育児一時金が支給されます。

3 診療目的のために渡航した場合は、海外療養費の対象となりません。

4 海外で医療費の支払いをした日の翌日から数えて2年を経過すると、時効により申請ができなくなります。